

鳥取県立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金について

倉吉東高等学校定時制

鳥取県立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金とは、県立高等学校の定時制及び通信制の課程に在学する勤労青少年に対し、修学奨励金を貸与することにより修学を促進させることを目的とし鳥取県が行っているものです。

この制度の条件に該当し、貸与者に選ばれた場合

○月額14,000円（通算4年以内）が無利子で貸与されます。

○さらに、本人が高等学校の定時制課程又は通信制課程を卒業したとき返還が免除されます。

・ ・ 概要 ・ ・

【1】貸与対象者

（1）県内の高等学校の定時制課程もしくは通信制課程、又は学校教育法に規定する広域の通信制課程（県内に住所を有している者に限る）に在学。

（2）経済的理由により著しく修学が困難。

（3）経常的収入を得る職業に就いていること。

（4）日本学生支援機構、鳥取県育英奨学金を受けていないこと。

（5）原則4年以内で卒業可能な者であって、年間18単位以上履修していること。

【2】申請方法

提出書類を事務室に提出してください。（申請書は事務室に取りに来てください）

（1）高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与申請書（様式第1号）

（2）給与等支払見込調（別紙1）又は所得見込調（別紙2）

ア 給与所得者又は年金受給者の方

① 別紙1（令和6年給与等支払見込調）

② 令和6年度所得・課税証明書（世帯全員分）〔令和5年分の証明〕

イ ア以外の方

① 別紙2（令和6年所得見込調）

② 令和6年度所得・課税証明書（世帯全員分）〔令和5年分の証明〕

③ 令和5年分の確定申告書の写し

※②令和6年度所得・課税証明書（世帯全員分）〔令和5年分の証明〕は、令和6年6月以降に市町村役場（令和6年1月1日時点の住所地）で取得し、6月10日（月）までに提出してください。

【3】注意事項

申請を希望する場合は、令和6年度所得・課税証明書（世帯全員分）〔令和5年分の証明〕以外の提出書類を令和6年5月31日（金）16：00までに事務室に提出してください。

上記期限に間に合わなかった場合は申請を受け付けませんのでご注意ください。

また、募集定員は県内で4名（予定）となっていますので、申請しても確実に選ばれるわけではないことをご了承ください。

事務室 修学奨励金担当 田中
（0858-22-5205）

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の概要

1 目的

高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年に対し、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金を貸与することにより、勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進する。

2 貸与対象者

- (1) 県内の高等学校の定時制課程もしくは通信制課程、又は学校教育法に規定する広域の通信制課程（県内に住所を有している者に限る）に在学。
- (2) 経済的理由により著しく修学が困難。
- (3) 経常的収入を得る職業に就いていること。
- (4) 日本学生支援機構、鳥取県育英奨学金を受けていないこと。
- (5) 原則4年以内で卒業可能な者であって、年間18単位以上履修していること。

3 所得要件

区分（①～③のいずれか）	所得要件
① 当該生徒が独立生計を営む場合	生徒の給与等年間支払見込額が279万円以下の額
② 当該生徒が扶養親族を有している場合	生徒の給与等年間支払見込額が所得税法に基づく課税対象でない額の最高額の192%以下の額
③ 保護者が当該生徒を扶養親族としている場合	生徒の給与等年間支払見込額が103万円以下であり、かつ保護者の給与等年間支払見込額が所得税法に基づく課税対象でない額の最高額の192%以下の額

4 貸与額、貸与期間及び利子

月額 14,000円 通算4年以内 無利子

5 返還方法

月賦又は半年賦（貸与を受けた期間に相当する期間内に返還）

6 免除制度

- ・本人が高等学校の定時制課程又は通信制課程を卒業したとき。
- ・本人が死亡、又は心身障がいのあるとき。

7 猶予制度

在学中、災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき。

8 令和6年度新規募集定員

4名（予算枠）

※定員を上回る応募がある場合の取扱いについては、世帯全体の課税状況により選考する。

9 スケジュール（予定）

令和6年	6月20日	募集締切り
	6月 下旬	審査
	7月 中旬	貸与決定
	8月 中旬	誓約書提出
	9月 中旬	第1回目貸与

所得に関する提出書類一覧

区 分	所得要件	提 出 書 類
①当該生徒が独立生計を営む場合	生徒の給与等年間支払見込額が279万円以下の額	ア 別紙1又は別紙2（当該生徒分）
		イ 世帯全員の令和6年度の所得・課税証明書（令和5年分の証明）
		ウ ただし、当該生徒が自営業等（給与所得者、年金受給者でない）の場合は、その生徒の令和5年分の確定申告書の写しを提出すること。
②当該生徒が扶養親族を有している場合	生徒の給与等年間支払見込額が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の192%以下の額	①に同じ
③保護者が当該生徒を扶養親族としている場合	生徒の給与等年間支払見込額が103万円以下であり、かつ保護者の年間所得が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の192%以下の額	ア 別紙1又は別紙2（当該生徒及び保護者分）
		イ 世帯全員の令和6年度の所得・課税証明書（令和5年分の証明）
		ウ ただし、当該生徒及び保護者が自営業等（給与所得者、年金受給者でない）の場合は、その生徒及び保護者の令和5年分の確定申告書の写しを提出すること。

上記書類に加え、各区分とも下記様式はすべて提出すること。

- ・高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与申請書（様式第1号）
- ・推薦書（様式第2号）
- ・高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与希望者推薦一覧表（別紙3）